

死亡届

出張所(オンライン) 市役所庁舎担当窓口とオンライン対面窓口システムにより相談を行っています。

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
----------------------------	-----	-------	----	------	-----

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

保険年金	介護	障がい	子ども	
A. 国民健康保険に加入していた →70歳から74歳までの方 →高額な医療費の支払いをしていた場合 B. 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた方 →葬祭を行った場合 A・B共通 →各種認定証を持っていた	保険証の返却 被保険者証兼高齢受給者証の返却 高額療養費などの支給申請	国民健康保険被保険者証 被保険者証兼高齢受給者証 ・医療を受けた方の領収書 ※該当者には申請書を送ります 後期高齢者医療被保険者証 ●誓約書兼振込口座届 ・承継人の口座番号がわかるもの ・代理人の場合、委任状・承継人の印鑑 ●葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・代理人の場合、委任状・葬祭を行った方の印鑑	1階 健康推進課国保医療係	
	保険証の返却 高額療養費、保険料等の承継の届出	葬祭費の支給申請	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	
	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。	各種認定証の返却		加入している健康保険の窓口へお問い合わせ下さい
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合			
年金を受給していた →国民年金を受給していた →厚生年金を受給していた →共済年金を受給していた →農業者年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届 ※年金事務所での手続きがある場合があります ※共済組合での手続きがある場合があります	・亡くなられた方の年金証書 ・請求者の預金通帳、マイナンバー確認書類、本人確認書類、請求者の戸籍謄(抄)本等 ※受付窓口でご相談ください	1階 市民課年金係 出張所(オンライン) 長野南年金事務所 026-227-1284 加入していた共済組合 3階 農業委員会	
	※農業委員会でご相談ください			
	介護保険証などの返却	介護保険証、介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	1階 高齢福祉課	
	障がいの手帳を持っていた →障がいに関する給付金を受けていた →特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた →福祉医療費受給資格を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出 障がいに関する各種サービスや給付金終了の相談 受給者資格の喪失届	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※受付窓口でご相談ください 承継人の口座番号がわかるもの	1階 福祉課 1階 健康推進課国保医療係
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象児童がいる	※受付窓口でご相談ください		1階 子ども未来課	

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金			
千曲市に土地・家屋などの固定資産を所有していた →固定資産を共有していた →土地・家屋の相続登記をする →農地を相続する	相続人代表者などの届出 共有代表者の変更届(亡くなられた方が代表の場合) ※裏面の「相続」覧をご覧ください。 相続登記終了後、届出が必要になりますので窓口にお越しください	※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください	1階 税務課固定資産税係 長野地方務局本局 026-235-6611 3階 農業委員会
原付バイク・農耕車・小型特殊車両を所有していた	軽自動車税の申告	※受付窓口でご相談ください	1階 税務課市民税諸税係
軽自動車を所有していた	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 050-3816-1854
普通自動車、自動二輪(125cc超)を所有していた	※長野運輸支局でご相談ください		長野運輸支局 050-5540-2042
税を口座振替で千曲市に納めていた 千曲市に納める税金に未納がある場合 →財産や負債を放棄する場合	口座振替の廃止・変更 納付相談 ※家庭裁判所でご相談ください	預金通帳、通帳の届出印	1階 債権管理課 長野家庭裁判所上田支部 0268-40-2208
市営水道(八幡・桑原・稲荷山の一部)及び下水道の使用休止、使用者変更 県営水道の使用休止、使用者変更(更埴地区) 県営水道の使用休止、使用者変更(戸倉上山田地区)	使用休止届、名義変更 ※ジェネッツ(株)でご相談ください	※受付窓口でご相談ください	3階 上下水道料金お客様センター 026-272-7556 ジェネッツ(株)川中島事務所 0120-971-105 ジェネッツ(株)上田事務所 0120-971-124

その他			
市営住宅に亡くなられた方が入居していた 亡くなられた方は「住宅」「空き家」を所有していたが、今後住む予定はない。	※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください		3階 建築課 空き家対策係
雁塚霊園に納骨を希望する 雁塚霊園の使用許可を受けていた	使用許可申請または納骨の手続き 使用者変更手続き	※受付窓口でご相談ください	2階 環境課
亡くなられた方は山林を所有していた	相続登記終了後、届出が必要になりますので窓口にお越しください		3階 農林課森林整備係
印鑑登録をしていた	自動的に登録廃止になります		1階 市民課市民係

ご家族に関する届出・申請

住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出		1階 市民課市民係
	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで) ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者) ※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」	
保険 年金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証の交付 (後日郵送)	※窓口でのお手続きはありません	1階 健康推進課国保医療係 1階 市民課年金係
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例) ・遺族基礎年金 (子のある配偶者、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください	
こども	未成年のお子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	福祉医療費受給の届出	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください	1階 健康推進課国保医療係
		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・保育園		1階 こども未来課
相続	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。 (12月29日～1月3日及び土日祝日を除く8時30分～17時15分の間) (音声ガイダンスの指示に従ってください)	1階 保育課
	亡くなられた方の預貯金等について相続手続きが必要な場合	法定相続情報証明		長野地方務局本局 026-235-6611



千曲市役所
〒387-8511
長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

お問い合わせ 026-273-1111 (代表)

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

千曲市ホームページ <https://www.city.chikuma.lg.jp/>

手続きチェックシート おくやみ

令和6年2月版

忘れずにお持ちください

心よりお悔やみ申し上げます

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出してください

提出先 市役所庁舎1階市民課 又は 上山田戸倉出張所

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 窓口に来られる方は、代理の方でも構いません。
 - 届出に必要なもの
 - ・死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
 - ・喪主の印鑑
 - ・火葬場使用料
- ※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

関連する手続きは、死亡届と同時に進行する必要はありません。落ち着いてから手続きにお越しください。

死亡の届出が反映された各種証明書(コンビニ交付を含む)は発行できるまでに時間がかかります。あらかじめご了承ください。

本籍が千曲市の方の戸籍は届出日から約7日、住所が千曲市の方の住民票は届出日の翌日からの発行になります。千曲市以外に本籍・住所がある方は市町村により異なりますので、直接お問い合わせください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳 など

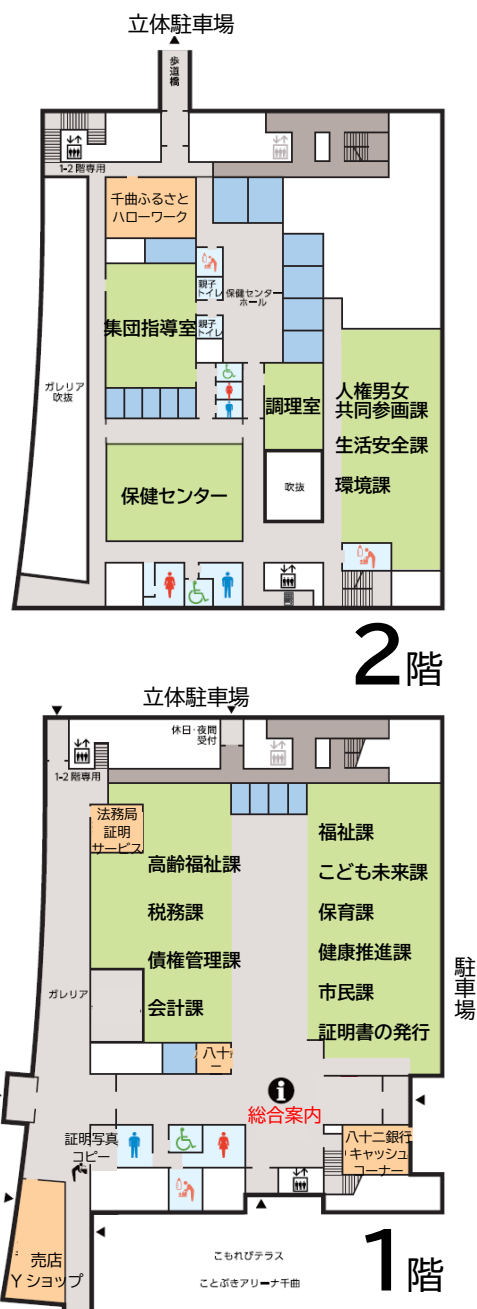
確認に2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは、

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

千曲市役所庁舎フロア配置



内側へ